

「健康おきなわ 21」推進検討部会設置要綱

（目的）

第1条 「健康おきなわ 21」推進協議会運営要綱第8条の規定に基づき、「健康おきなわ 21」推進検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討部会は、次の各号に掲げる協議会での意見聴取等事項について検討する。

- (1) 「健康おきなわ 21」の施策の策定及び推進方策に関すること。
- (2) 「健康おきなわ 21」に掲げる目標項目及び指標の評価に関すること。
- (3) 健康長寿おきなわ復活推進本部の施策及び健康長寿おきなわ復活県民会議の取組の整合性に関すること。
- (4) 本計画の目標達成に向けた個別施策の効果等に関すること。
- (5) 「健康おきなわ 21」推進協議会への意見提出等に関すること。

（構成）

第3条 委員は、次に掲げる者のうち10名以内で構成する。ただし、保健所については、委員とは別に必要に応じ招集できることとする。

- (1) 地域保健・医療・医療保険の関係者
- (2) 労働、産業保健及び学校教育関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 行政関係者
- (5) その他、必要と認められる者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第5条 検討部会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は委員の互選による。
- 3 副会長は会長の指名により選任する。

（役員の職務）

第6条 会長は会務を総理し、検討部会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席のときは、その職務を代行する。

（会議）

第7条 検討部会は、必要に応じ随時開催するものとする。

（庶務）

第8条 検討部会の運営に関する庶務は、保健医療介護部健康長寿課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月17日から施行する。